

## 鹿島地方公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則

制定 平成8年3月27日公平委規則第2号

改正 平成17年2月25日公平規則委第3号

平成17年7月29日公平委規則第4号

### (目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定に基づき、鹿島地方公平委員会（以下「委員会」という。）の行う公開口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴手続)

第2条 審理を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第1号）に自己の住所、氏名等を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、審理開始前に審理場入口において交付することを例とする。

3 傍聴者が入場するときは、傍聴券を係員に示し、その指示に従わなければならない。

### (傍聴制限)

第3条 次の各号の1に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 傍聴券を持たない者

(2) 兇器その他危険の恐れのあるものを携帯している者

(3) 異常な服装をした者又は酒気を帯びている者

(4) 旗・プラカード等を携帯する者

(5) 前各号のほか、委員会において傍聴を不相当と認める者

### (傍聴心得)

第4条 傍聴者は、場内においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席以外において、傍聴しないこと。

(2) みだりに席を離れないこと。

(3) 喫煙をしないこと。

(4) 飲食その他不体裁な行為をしないこと。

(5) 審理中に発言又は拍手をしないこと。

(6) 私語、談笑、歓声その他審理の妨害になるような行為をしないこと。

(7) 委員会の命令及び係員の指示に従うこと。

(8) 前各号のほか、審理の進行を妨げ、場内の秩序を乱す恐れのある行為をしないこと。

### (退場命令)

第5条 委員会は、この規則に違反したと認める者に対しては注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずるものとする。

2 前項の規定により退場を命ぜられたものは、当日再び傍聴をすることができない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鹿島郡公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則の廃止)

2 鹿島郡公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則（平成7年2月20日鹿島郡公平委員会規則第1号）は、廃止する。

付 則（平成17年公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年公平委規則第4号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

傍 聴 人 受 付 簿		年 月 日
No.	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(用紙 A4)

様式第2号（第2条関係）

（表）

（当日限有効）		
		<u>No.</u>
傍 聴 券		
年 月 日		
鹿島地方公平委員会 印		

（縦 90mm 横 110mm）

（裏）

（傍聴心得）
第4条 傍聴者は、場内においては、次の事項を守らなければならない。
(1) 傍聴席以外において、傍聴しないこと。
(2) みだりに席を離れないこと。
(3) 喫煙をしないこと。
(4) 飲食その他不体裁な行為をしないこと。
(5) 審理中に発言又は拍手をしないこと。
(6) 私語、談笑、歓声その他審理の妨害になるような行為をしないこと。
(7) 委員会の命令及び係員の指示に従うこと。
(8) 前各号のほか、審理の進行を妨げ、場内の秩序を乱す恐れのある行為をしないこと。
（退場命令）
第5条 委員会は、この規則に違反したと認める者に対しては注意を促し、なお改めないときは、退場を命ずるものとする。
2 前項の規定により退場を命ぜられたものは、当日再び傍聴をすることができない。